

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これら聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。